

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

2022年4月20日

日本派遣看護師協会

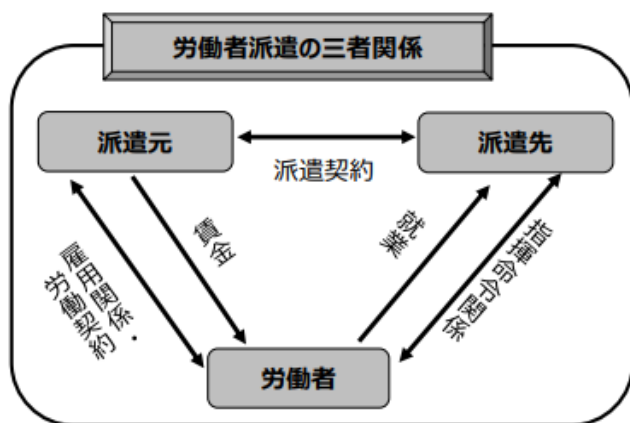
目次

- 1 労働者派遣契約とは～概要～
 - ①日雇い派遣の原則禁止
 - ②日雇い派遣の条件
- 2 日雇い派遣ルールと最新動向
 - ①日雇い派遣とは
 - ②日雇い派遣の看護師として働ける条件
 - ③日雇い派遣の看護師として働ける職場は
- 3 派遣看護師の需要は高まる傾向
- 4 最近の動向

1. 労働者派遣契約とは～概要～

労働者派遣制度の概要

- 労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」（下図参照）をいい、派遣禁止業務や、派遣期間の制限等の規制が設けられている。



1. 派遣禁止業務

- ①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務（※）
- ※）紹介予定派遣の場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合等については行うことが可能。

2. 派遣期間の制限

個人単位	派遣先の同一の組織単位（課に相当）における同一の派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。
事業所単位	派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れようとするときは過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明が必要。

3. 許可制

すべての労働者派遣事業について、許可が必要。

※）労働者派遣事業の許可は、事業主単位（新たな事業所の設置は届出で可）。許可の有効期間は、新規3年、更新5年。

参考）基本データ

- 派遣労働者数 157万人（令和元年6月1日時点） 出典：厚生労働省「労働者派遣事業報告（6月1日現在の状況）」
- 派遣“元”事業所数 44,802所（令和2年3月末時点） 出典：厚生労働省需給調整事業課調
- 派遣“先”事業所数 689,720所（平成30年度） 【出典】労働者派遣事業報告

1. 労働者派遣契約とは

①日雇い派遣の原則禁止

日雇派遣の原則禁止について

○ 派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<禁止の例外>

- ① 日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）

① 日雇派遣の例外業務

→以下の業務をいう。

- | | | | |
|------------|--------------|---------------------|----------------------------|
| ○ ソフトウェア開発 | ○ ファイリング | ○ 添乗 | ○ 書籍等の制作・編集 |
| ○ 機械設計 | ○ 調査 | ○ 受付・案内 | ○ 広告デザイン |
| ○ 事務用機器操作 | ○ 財務処理 | ○ 研究開発 | ○ O Aインストラクション |
| ○ 通訳、翻訳、速記 | ○ 取引文書作成 | ○ 事業の実施体制の
企画、立案 | ○ セールスエンジニアの
営業、金融商品の営業 |
| ○ 秘書 | ○ デモンストレーション | | |

② 日雇派遣の例外の場合

→日雇労働者が以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 60歳以上の者
- 雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
- 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

1. 労働者派遣契約とは

②日雇い派遣の条件

i 日雇い派遣の看護師として働ける条件は？

看護師として日雇い派遣で働ける条件の人は、下記4点のいずれかに当てはまる人です。

1. 60歳以上の者
2. 雇用保険の適用を受けない学生
3. 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
4. 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

✓ CHECK

◆副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）

自身の本業で500万円以上の収入があることが前提で、看護師として日雇い派遣で働く場合はOKです。

◆主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

夫もしくは妻の収入が合わせて500万円以上、両親の扶養に入っていて世帯年収が500万円以上などの場合が想定されます。

その場合、ご自身が主たる生計者でなければOKです。

2. 日雇い派遣ルールと最新動向

①日雇い派遣とは

一般派遣とは、2～3ヶ月の間隔で契約期間が定められており、契約期間が終わる前のタイミングで、契約更新か契約満了か決めます。あなたと派遣先の双方で確認をし、両者が契約更新を希望すれば引き続き同じ職場で働くことができます。

日雇い派遣とは、「**31日未満の派遣雇用契約**」「**1週間に20時間未満の労働**」の、いずれかに当てはまることを指します。日雇い派遣が認められている業務もありますが、看護師の日雇い派遣は禁止となっておりました。しかし、2021年4月から看護師の日雇い派遣が条件付きで認められることになり、ニーズが高まっております。

2. 日雇い派遣ルールと最新動向

②日雇い派遣の看護師として働ける条件

看護師として日雇い派遣で働ける条件の人は、下記4点のいずれかに当てはまる人です。

1. 60歳以上の者
2. 雇用保険の適用を受けない学生
3. 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
4. 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

◆副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）

自身の本業で500万円以上の収入があることが前提で、看護師として日雇い派遣で働く場合はOKです。

◆主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）

夫もしくは妻の収入が合わせて500万円以上、両親の扶養に入っていて世帯年収が500万円以上などの場合が想定されます。

その場合、ご自身が主たる生計者でなければOKです。

2. 日雇い派遣ルールと最新動向

③日雇い派遣の看護師として働ける職場は？

2021年4月からの改正で、働けるようになった職場は、介護施設、障害者施設、へき地の医療機関です。

介護施設は、特別養護老人ホームや、有料老人ホームなど、一般的な介護施設が対象です。

看護師、介護施設への日雇い派遣可能に 4月から

[新型コロナ](#)

[+ フォローする](#)

2021年2月18日 17:55 [有料会員限定]



保存



厚生労働省は介護施設や障害者施設へ看護師を日雇いで派遣できるようにする。子育てなどで仕事から離れている看護師が柔軟に働ける環境作りを加速する。新型コロナウイルスの感染拡大で、緊急で看護師が必要となるケースが多い介護施設から規制緩和を求める声があがっていた。政令を改正し、4月から適用する。

日本経済新聞

3. 派遣看護師の需要は高まる傾向

看護師は慢性的な人手不足のため、求人が豊富で、他職種よりも希望する職場への採用が得られやすいと言われています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、看護師が医師の判断を待たずに一定の診療補助をおこなえる「特定行為」の研修制度も開始されました。急速に進む高齢化や感染症の対応など、派遣看護師のニーズは今後ますます高まっていくはずです。

看護師、准看護師、医療事務、受付、クレークは、特に需要の多い職種で、病院や診療所をはじめ、高齢者施設や社会福祉施設、保育園、一般企業、献血センターなど、さまざまな場所で活躍が期待されています。

4. 最近の動向

医療施設への看護師派遣はへき地以外は原則禁止されているが、特例としてワクチン接種会場への派遣は認めている。

さらに、新型コロナウイルス感染者を受け入れるため、自治体が設置する「臨時の医療施設」にも看護師らの派遣に関し、2022年1月20日に、特例的に容認すると決め、省令を改正。